

申請手続はお済みですか？ 臨時福祉給付金及び障害・遺族年金受給者向け給付金

問い合わせ
社会福祉課福祉総務係
☎ 22-7742

消費税率の引上げに際し、所得の低い人への影響を緩和するため、臨時的な措置として臨時福祉給付金を支給しています。また、「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及ぶにくい所得の少ない年金生活者の人への支援として障害・遺族年金受給者向け給付金を支給しています。支給要件に該当する人は、期限までに申請手続をお願いします。

※申請期限は平成 29 年 1 月 31 日（火）までです。（郵送の場合、当日消印有効）



「カクニンジャ」

臨時福祉給付金

●支給要件

平成 28 年度の住民税が課税されていない人が対象です。

※ただし、以下の場合は除きます。

課税されている人の扶養親族となっている場合
生活保護の受給者である場合 など

※高齢者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）を受給された人でも、上記の支給要件を満たしている人は対象となります。

●支給額

1 人につき 3,000 円

障害・遺族年金受給者向け給付金

●支給要件

平成 28 年度の住民税が課税されていない人で、障害基礎年金、遺族基礎年金等を受給されている人が対象です。

※ただし、以下の場合は除きます。

課税されている人の扶養親族となっている場合
生活保護の受給者である場合 など

※高齢者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）を受給された人については、障害・遺族年金受給者向け給付金は対象外となります。

●支給額

1 人につき 30,000 円

※臨時福祉給付金も併せて受給できます。

申請方法

申請先

社会福祉課「臨時福祉給付金」窓口（福祉会館内）

提出書類

●申請書

※住民税が課税されていない世帯へは、市から申請書を直接郵送しています。支給要件に該当する人で、まだ申請書が届いていない場合は、お問い合わせください。

●添付書類（本人確認書類（免許証、保険証等の写し）、指定した振込先口座が確認できる書類）

※障害・遺族年金受給者向け給付金の申請については、年金振込通知書等、障害基礎年金等を受給していることが確認できる書類が必要です。

ご注意！

●平成 28 年 1 月 1 日時点で竹原市に住民票がある人が対象です。

※平成 28 年 1 月 2 日以降に他の市区町村から竹原市に住民票を移された人で、支給要件に該当する場合は、住民票を移す前の市区町村から支給されることとなりますので、詳しくは住民票を移す前の市区町村へお問い合わせください。

福祉バスの 年末年始運行休止のお知らせ

福祉バスの運行を、次の期間休止します。

運行休止期間

12 月 29 日（木）～平成 29 年 1 月 3 日（火）

年始運行開始日

平成 29 年 1 月 4 日（水）

問い合わせ 健康福祉課介護福祉係

☎ 22-7743

広島県西部東保健所 サテライト業務の日程変更

毎月第 1 火曜日に市民館内で実施している広島県西部東保健所のサテライト業務について、1 月の日程を変更します。

1 月 3 日（火）→1 月 10 日（火）

問い合わせ

広島県西部東保健所生活衛生課

☎ 082-422-6911（代表）

あなたの地区の民生委員・児童委員

問い合わせ

最も身近な相談相手であり、支援者です

社会福祉課福祉総務係

☎ 22-7742

	氏名	住所	電話番号	担当地区		氏名	住所	電話番号	担当地区
竹原・大乗地区	碓氷 康人	港町三丁目	22-4648	北崎	北部地区	宇原 稔	東野	29-1871	大福地・水ノ口
	坂田 早苗	港町二丁目	22-7180	西大石・東大石		神田キヨミ	東野	29-1016	在屋
	香渡 清則	港町一丁目	22-2658	黒浜		國竹 鈴子	東野	29-0668	柏野・青田・中条・金九郎
	中山 茂雄	田ノ浦一丁目	22-1438	向島・京栄		岡東 なち子	新庄	29-1287	砂原・片山谷・末宗・城ノ本・松橋・神田3～5
	藤本 美晴	本町一丁目	22-2194	田中・地藏15・17組		岡東 操子	新庄	29-0702	葛子・粉谷・横大道・神田1～2
	高橋 賢	本町二丁目	22-3790	地藏(1～10・12・13・16・18・21組)・山陽商船寮・地藏住宅		荒谷 雅夫	西野	29-2618	下西野1～5班
	上岡 広海	本町一丁目	22-4267	地藏(11・14・19・20組)・本町住宅・三井社宅		増田 慎二郎	西野	29-0118	亀山・宝器・上大島
	土居 修	本町三丁目	22-6944	楠通・上市(12～14組)		森田 操	西野	29-1587	上赤坂・下赤坂・大橋・末京
	住田 高康	本町三丁目	22-3221	上市(1～2組)・小路・下市		吉田 眞由美	田万里	29-0880	下田万里区
	前本 憲男	本町四丁目	22-0425	上市(1・2・12～14組を除く)		信木 裕子	田万里	29-0322	中田万里区
	久保 藤子	新町	090-1331-5784	新町(16～21組)	瀧口 正男	田万里	29-1080	上田万里区	
	新庄谷 艶子	中央二丁目	22-6385	本川・扇町	長井 泰江	仁賀	29-1385	仁賀1区(西谷)	
	増森 フクミ	中央五丁目	22-2991	北堀・新町(11～15組)	坊迫 克成	仁賀	29-1445	仁賀2区(有屋谷・戸石・大谷)	
	新谷 壽康	新町	22-2143	新町(1～10・22・23組)	土田 朋子	仁賀	29-1326	仁賀3区(仁賀)	
	升元 恵三郎	榎町	22-2616	榎町	笹原 法義	東野	29-1739	北部地区全域	
	中松 明子	塩町三丁目	22-3118	塩浜(塩町四丁目を除く)	日下 光子	西野	29-0093	北部地区全域	
	吉本 郁子	塩町二丁目	22-2982	中須(1～10組)	木島 美鈴	毛木北	28-0119	毛木区	
	池田 光雄	塩町二丁目	22-5319	中須(11～17組)	七原 豊子	峠	25-1660	郷区	
	吉川 栄作	皆実	22-1302	皆実・促進住宅	前田 茂	浦尻	25-1061	浦尻区	
	白石 台造	明神	22-5926	明神・塩町四丁目	江田 和恵	久保谷	28-0880	久保城区	
	橋本 京子	西町	22-3417	西町(9～26・32組)	重廣 明美	中講	28-0711	曾井区	
	吉元 美景	西町	22-3362	西町(1～8・27～31組)・来須(1～2組)・来須住宅	元廣 美恵子	平方東	25-1226	平方区	
	土田 正信	大王	22-5982	下野町大王・新宮原	中吉 静見	西柏	28-0122	港区	
	高野 秀美	宮原	22-4510	宮原・受矢・阿此比・正部(新庄町)	竹野 登	沖辺西	25-1054	水場区	
	北森 成美	中通	22-0400	中通	上本 幸雄	八王寺上	28-0406	東条区・西条区(西条)	
	玉井 明美	上条	22-4224	上条	西浜 ぶり子	西条魁	25-1907	西条区(宮条・宮下・魁)	
石原 淑子	成井	22-3671	成井・来須(3～5組)	河田 睦子	毛木北	28-0142	吉名地区全域		
廣 秀子	大井東	22-1394	大井東	寄能 利一	長浜一丁目	27-0809	長浜一～三丁目		
古田 ヨリ子	大井西	22-0474	大井西・築地	角本 松樹	床浦三丁目	26-2039	床浦三丁目・四丁目2～5番		
森兼 幸子	宿根	22-0484	宿根	柘川 豪宏	床浦一丁目	26-2897	床浦一丁目		
渡橋 昭二郎	小梨	22-7033	小梨	原 宏	中町三丁目	26-1326	床浦二丁目1～14番・中町二丁目15・16番・三丁目1～7番		
高尾 公子	福田	24-1433	西谷・中谷・沖条(1組)	三好 信之	中町二丁目	26-2926	中町一丁目3～7番・二丁目10～14・17番		
中村 貞美	福田	24-1100	東谷・打越	阿蘇 信夫	中町二丁目	26-0459	中町一丁目1～3番・二丁目1・2・4・9・18・19番		
高岡 茂夫	福田	27-0655	沖条(2～8組)	三次 恵美子	中町二丁目	26-0806	中町二丁目3・5～8・20～24番・四丁目1～6・8番		
水野 榮子	高崎	24-1057	大乘団地	大隅 保則	中町三丁目	26-2252	中町三丁目8～16番・床浦二丁目15～19番		
藤川 明美	高崎	27-0135	打越・大乘(電発社宅を除く)・小吹	福井 典子	東町二丁目	26-0339	中町二丁目25・26番・四丁目7番・東町二丁目1～5番・三丁目5番		
川西 好治	高崎	27-0936	西条・中条・雇用促進住宅・電発住宅	木下 誠也	中町四丁目	26-2963	中町四丁目9番・東町二丁目6番・三丁目1～4・6～8番		
池田 文昭	来須	22-6484	竹原地区一部	池田 幸江	東町二丁目	26-3409	東町一丁目1～8番・二丁目7～9番		
宮本 恭子	高崎	27-0303	竹原地区一部・大乘地区一部	早迫 政江	東町一丁目	26-2413	東町一丁目9～15番・五丁目2～9番		
<p>民生委員・児童委員は、誰もが安心して、住み慣れた地域で暮らすことができるよう、常に住民の立場に立って相談に応じ、行政・関係機関への橋渡し役として、必要な支援を行います。</p> <p>なお、民生委員法により守秘義務があるため、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守ります。</p> <p>は主任児童委員</p> <p>任期 平成31年11月30日まで</p>					忠海地区	福濱 大治郎	東町三丁目	26-2939	東町二丁目10・11番・三丁目10～15番・四丁目2番・五丁目1・2番
						木下 英範	東町四丁目	26-2497	東町四丁目1～13番
						三寶 佐千子	東町五丁目	26-1569	東町四丁目14～17番・五丁目10～29番
						八和田 昭彦	中町三丁目	26-0859	忠海地区全域
						藤本 眞智子	東町五丁目	26-0167	忠海地区全域

「マイナンバーカード受け取り」 休日開庁のご案内

マイナンバーカード（個人番号カード）・通知カードの受け取りのため、次の休日を開庁しますので、平日に来られない人はご利用ください。

開庁日 12月11日（日）

受付時間 9時～12時

受付場所 市民課市民係窓口

※マイナンバーカード・通知カードの受け取り以外の業務はお受けできませんのでご了承ください。

問い合わせ

市民課市民係

☎ 22-7734

平成28年度市職員（技術職）募集

職種 技術職（土木技師）

採用予定人数 若干名

採用年月日 平成29年4月1日

受験資格

昭和56年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人

申込期限 平成29年1月10日（火）必着

1次試験日 平成29年1月22日（日）

試験場所 竹原市役所会議室

申し込み・問い合わせ

所定の申込書（総務課及び支所・出張所に備え付け、または市ホームページからダウンロード）により、総務課人事係へ。

☎ 22-7719

国税に関するマイナンバー制度（社会保障・税番号制度）

国税関係手続におけるポイント

申告書等にマイナンバーを記載していただく必要があります。

	記載対象	一般的な場合の提出時期
所得税	平成28年分以降の申告書	(平成28年分の場合) 平成29年2月16日から3月15日まで
贈与税	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書	(平成28年分の場合) 平成29年2月1日から3月15日まで
消費税	平成28年1月1日以降に開始する課税期間に係る申告書	(平成28年分の場合) 平成29年3月31日まで
相続税	平成28年1月1日以降の相続又は遺贈に係る申告書	(平成28年1月1日に相続があったことを知った場合) 平成28年11月1日まで
法定調書(※1)	平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書	(平成28年分給与所得の源泉徴収票の場合) 平成29年1月31日まで
申請書届出書(※2)	平成28年1月1日以降に提出するマイナンバーの記載が必要となる申請書等	各税法に規定する提出期限

※1 本人へ交付する源泉徴収票等にはマイナンバーの記載は不要です。

※2 平成28年度税制改正により、一部の申請書、届出書等について、マイナンバーの記載が不要になりました。

マイナンバーを記載した申告書等の税務関係書類を提出する際には、申告する人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

本人確認書類

◆マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの場合

○マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。

○自宅等からe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示または写しの提出が不要です。

◆マイナンバーカードをお持ちでない場合

通知カードなどの番号確認書類と運転免許証などの身元確認書類が必要です。

国税に関するマイナンバー制度の最新情報は、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/>) をご覧ください。

問い合わせ

竹原税務署

☎ 22-0485



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

竹原市人事行政の運営等の状況

竹原市職員の任用・給与等の状況を、市民のみなさんに知っていただくため、その概要をお知らせします。

1 職員の任用の状況

(1) 採用状況

職種	受験者数			採用者数			前年度採用者数
	男性	女性	計	男性	女性	計	
一般事務職	19人	8人	27人	4人	2人	6人	4人
技師	11人	0人	11人	4人	0人	4人	2人
保育士	—	—	—	—	—	—	3人
計	30人	8人	38人	8人	2人	10人	9人

(注)平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものです。

(2) 退職者数

区分	平成27年度	平成26年度
定年退職	5人	6人
勲奨退職	0人	1人
普通退職等	6人	5人
計	11人	12人
再任用職員	5人	6人

(3) 地位別職員数 (平成28年4月1日現在)

区分	職員数	男性	女性
部長級	6人	6人	0人
課長級	20人	17人	3人
課長補佐級	11人	9人	2人
係長級	46人	27人	19人
その他	94人	67人	27人
計	177人	126人	51人

(注) 職員のうち一般行政職のものです。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳(年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	前年度人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
27年度	26,999	12,495,740	86,260	2,223,659	17.8	18.4

(2) 職員の平均給料月額、平均年齢の状況 (平成28年4月1日現在)

区分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
竹原市	円 334,033	円 393,791	歳 41.8	円 380,691	円 395,686	歳 52.2
国	円 331,816	円 410,984	歳 43.6	円 287,447	円 329,358	歳 50.4

(3) 職員の初任給の状況 (平成28年4月1日現在)

区分	竹原市	国	
一般行政職	大学卒	183,300円	176,700円
	高校卒	154,300円	144,600円

(4) ラスパイレス指数の状況 (平成27年4月1日現在)

ラスパイレス指数	103.1
----------	-------

※ラスパイレス指数とは、地方公務員のうち、一般行政職の職員の学歴別、経験年数別構成等を国家公務員の行政職の職員と同一に仮定して各自治体ごとの平均給料額を求めて、国の平均給料額を100として算出したものです。

問い合わせ 総務課人事係 ☎ 22-7719

(5) 職員手当の状況 (平成28年4月1日現在)

区分	竹原市			国		
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
勤期 勉末 手当	6月期	1.225月分	0.80月分	6月期	1.225月分	0.80月分
	12月期	1.375月分	0.80月分	12月期	1.375月分	0.80月分
	計 4.20月分			計 4.20月分		
退職 手当		自己都合	勲奨・定年		自己都合	勲奨・定年
	勤続20年	20.445月分	27.405月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
	勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
	勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
	最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分

3 特別職の報酬等の状況 (平成28年4月1日現在)

区分	報酬等月額	期末手当
市長	815,000円	6月期 2.025月分
副市長	665,000円	
教育長	610,000円	12月期 2.175月分
議長	440,000円	計 4.20月分
副議長	395,000円	※教育長は勤勉手当を含む
議員	355,000円	

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間 (平成28年4月1日現在)

一週間の勤務時間	開始・終了時間	休憩時間
38時間45分	8時30分から17時15分まで	12時から13時まで

(2) 年次有給休暇の取得状況

総付与日数 A	総使用日数 B	全対象職員数 C	平均使用日数 B/C	取得率 B/A
7,952日	1,645日	202人	8.1日	20.7%

(注)平成27年1月1日から平成27年12月31日までの市長部局に属する一般職員のものです。

(3) 時間外勤務及び休日勤務等の状況

時間外・休日勤務総時間数	職員1人当りの時間外・休日勤務月平均時間数
32,659時間	11.4時間

(注)平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものです。

5 職員の分限及び懲戒処分等の状況

(1) 分限処分者数

区分	休職	免職	計
勤務実績が良くない場合		0	0
心身の故障の場合	2	0	2
職に必要な適格性を欠く場合		0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0		0
計	2	0	2

(注)平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものです。

(2) 懲戒処分者数

区分	戒告	減給	停職	免職	計
被処分者数	0	1	0	0	1

(注)平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものです。

6 職員の勤務条件に関する措置の要求の状況

係属件数		平成27年度処理件数						翌年度への繰越 A-B
前年度からの繰越	新規要求	計 A	却下	全部否認	一部容認	全部容認	取下げ	
0	0	0	0	0	0	0	0	0

7 職員の不利益処分に関する不服申し立ての状況

係属件数		平成27年度処理件数						翌年度への繰越 A-B
前年度からの繰越	新規申立て	計 A	却下	処分承認	処分修正	処分取消	取下げ	
0	0	0	0	0	0	0	0	0